渡部純三次長	御起立願います。礼。御着席ください。
寺井克之会長	農業委員、推進委員の皆様には、大変お暑い中、御参会をいただきましてありがとうございます。 ただ今より、今任期最初の第 199 回総会を開会いたします。御審議のほどよろしくお願いします。 本日は、委員の過半数が出席されております。法律第 27 条第３項の規定により本総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。 また、地元説明のために、粟井地区の松本推進委員に出席を願っています。松本委員、よろしくお願いいたします。 つづきまして、本日の議事録署名人には、湯山地区の清水委員、久枝地区の渡部孝志委員のお二人にお願いをいたしますのでよろしくお願いします。 本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第１号～10 号の、10 件の議案が提出されておりますので、よろしくお願いをいたします。 それでは、議案第１号、「農地法第４条届出専決処理報告」及び議案第２号「農地法第５条届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。
渡部純三次長	それでは、御報告の前に、４条届出と５条届出について、御説明をさせていただきます。『業務の手引き』48 ページの１番の（3）市街化区域内の転用のところを御覧ください。農地転用とは、農地を農地以外の用途に変更することでございます。議案第１号の、「農地法第４条届出専決処理報告」は、市街化区域内の農地を所有者などが自ら転用するため、農業委員会に対して届け出がなされたものです。次に、議案第２号の、「農地法第５条届出専決処理報告」は、同じく市街化区域内の農地を転用する目的で、権利の移転や設定をするため、農業委員会に対して届け出がなされたものです。なお、市街化区域内の転用届出については、本来、総会の決定を経なければならない事項について、松山市農業委員会が定める専決処理要領に基づき、事務局長が専決処理で受理したもので、直近の総会で、その報告をすることとなっております。

	それでは、御報告いたします。 令和２年６月 26 日～７月 25 日までに専決処理した案件は４条届出が７件、５条届出が 22 件で届出内容は議案記載のとおりでございます。 これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から５日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。以上でございます。
寺 井 克 之 会 長	以上で説明が終わりました。本件について御異議などございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺 井 克 之 会 長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 続きまして、議案第３号、「農地法第 18 条第６項解約通知報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。
渡 部 純 三 次 長	それでは、先ほどと同じように解約の手続きにつきまして御説明させていただきます。『手引き』の 38 ページを御覧ください。農地の賃貸借権の解約の手続きですが、双方の合意により、その解約によってその農地を引き渡す日となる期限前６カ月以内に成立したその旨が、書面において明らかであるものについて届出されたものでございます。また、一方の申請により解約する手続きは許可申請となり、農業委員会の意見を付して、県に送付し、県知事が許可権者となります。それでは、本議案について御報告いたします。 １番、本件は農地法第３条許可により、昭和 38 年 11 月５日に設定された賃借権でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が管理するとしております。離作補償はないとしております。 ２番、本件は農地法第３条許可により、平成 16 年６月９日に設定された賃借権でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後

	は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。 ３番、本件は農地法第３条許可により、平成 22 年３月 11 日に設定された賃借権でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。 ４番、本件は農地法第３条許可により、平成 26 年 10 月 10 日に設定された賃借権でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。 ５番、本件は残存小作でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が一部は自作地として管理し、残りは転用にて売却するとしております。解約手続き費用を賃貸人が負担し、離作補償にするとしております。以上でございます。
寺井克之会長	議案第３号につきまして、事務局からの説明が終わりました。本件について御異議などございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第４号、「農地法第３条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。
渡部純三次長	それでは御説明の前に「農地法第３条許可申請」について、どのような手続きかを御説明いたします。『手引き』の 33 ページを御覧ください。農地法第３条については農地や採草放牧地を耕作目的で所有権の移転や、地上権、永小作権、質権、使

	用貸借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とした権利の設定もしくは移転する場合、いわゆる、耕作目的の売買や権利設定をする場合であり、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないことから、農業委員会に許可申請がされたものでございます。なお、この手続きをしない賃貸借及び売買につきましては、許可を受けていないことから無効となりますので、もし御相談を受けた場合など必ず許可を受けるように進めてください。次に、『手引き』の 34 ページを御覧ください。許可の基準でございますが、お手元の資料の中に農地法第３条の調査票がございますので併せて御覧ください。こちらの審査基準が１号～７号までございます。 １号につきましては、全部耕作利用ということで許可を受ける方が所有する農地や借りている農地を有効に利用されているかという判断になります。荒らしている農地があるのに新たに取得するというのはどうかというところです。次に２号につきましては、生産法人以外の取得に関することで株式会社や有限会社でも３条の許可を受けることは可能ですが、所有権の移転は出来ないことになっていますので、その場合には解約条件付きの貸借権の設定しかできないことになっています。続いて３号では信託の手続きのために３条許可を受けることは出来ないことになっています。続いて４号が農作業に常時従事ということで、耕作する上で必要最低限の日数を農作業に従事するかどうかが見込まれるかの判断になります。続いて５号につきましては、下限面積ということで松山市の場合では 30 アールに全域設定をしております。許可を受ける方が許可後に経営面積が 30 アール以上になることで、30 アール未満の場合は許可にならないということです。続いて６号につきましては転貸の禁止ということで、人に貸すために所有権移転をするということはできないことになっています。続いて７号のところが地域との調和というところで地域の防除基準や話し合いには積極的に参加するといったことなどが判断基準となります。 それでは、議案について御説明いたします。 １番、譲受人は農地約 31 アールを耕作する兼業農家でございます。この度、自作地に近く耕作便利な本申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 ２番、譲受人のリンクプランニング株式会社は売電業を主な業務とする法人でございますが、この度、申請地に営農型太陽光発電施設を設置するため、地上権を設定しようとするものでございます。尚、本案件は、許可にあたり、例外規定が適用される案件ですので後ほど、地元委員の補足説明を願ったうえで御審議をお願いい

	たします。また、５条許可申請と併用案件でございますので、５条許可と同時に許可するものでございます。以上でございます。
寺井克之会長	以上で説明が終わりました。それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。２番は所在地が粟井地区でありますので、松本推進委員からお願いいたします。
松本茂樹推進委員	失礼します。先ほど事務局から説明がありました２番の案件について、譲受人は潮見地区に本店を置き、主に売電業を営む法人です。今回、シキミの栽培をしながら上空部分を利用した営農型太陽光発電施設を設置するために、地上権の設定を行うものです。申請地は日当たりもよい土地であり、隣接地への被害防除なども十分検討されていることから、地元といたしましては了承いたしました。なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	議案第４号につきまして、事務局並びに地元委員からの説明が終わりました。本件について御異議などございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第５号、「農地法第４条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。
渡部純三次長	それでは、「農地法第４条許可申請」ですが、『手引き』の 48 ページの（４）、（５）の手続きとなります。先ほどの議案第１号、２号については市街化区域内の農地の転用の手続きで、議案第５号、６号は市街化区域以外の農地を転用する際には農業

	委員会を経由して県知事の許可をするといった形になります。農業委員会では総会で審議をしていただき許可相当となれば意見を付して申請書を県知事あてに送ることになります。また、申請面積が 1,000 平米を超える案件、不許可の例外に該当する案件につきましては、申請地が所在する地区の地元委員に、転用の必要性が認められるか、周辺の農地の営農に支障がないかを議案説明後に補足説明をお願いいたします。なお、申請面積が 3,000 平米を超える案件及び優良農地の案件は、農業会議の意見を聴いたのちに意見の正式決定といたします。 それでは、御説明いたします。 １番、本件申請人は、農地約 100 アールを耕作する農業者でございます。昭和 43 年頃より、農地法の許可を得ず本申請地の一部約 46 平米を、農家住宅への進入路及び自家用乗用車置場として利用しているもので、今回、違反の解消と併せて申請地全体を農家住宅の敷地拡張として利用したいとしております。本申請地の農地区分は、松山市役所久谷支所からおおむね 500 メートル以内に位置することから第２種農地と判断されます。 ２番、本件申請人は、大橋町に居住する農業者でございます。この度、申請地周辺に勤務する方や近隣居住者の要望により、本申請地を 20 台分の貸露天駐車場として利用したいとしております。本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第２種農地と判断されます。 ３番、本件申請人は、農地約 37 アールを耕作する農業者でございます。この度、新たな収入の確保を図るため、日当り良好な本申請地へ太陽光発電施設を設置したいとしております。本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第２種農地と判断されます。本件は、申請面積が 1,000 平米を超える案件でございますので、後ほど地元委員さんの補足説明を願ったうえで御審議をお願いいたします。以上でございます。
寺 井 克 之 会 長	事務局からの説明が終わりました。それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。３番は、1,000 平米を超える案件で、所在地が粟井地区でありますので、松本推進委員からお願いいたします。

松本茂樹推進委員	失礼します。先ほど事務局から説明がありました３番の案件について、申請人は粟井地区に居住し、この度、安定した収入の確保のために太陽光発電施設の転換を検討していたところ、自宅に近い農地で、十分な広さと日照条件にも恵まれた、本申請地について転用申請に及んだものです。転用によって生じる被害の防除措置も行うということから、地元といたしましては了解しました。なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	ただ今、議案第５号につきまして、事務局並びに地元委員から説明が終わりました。本件について御異議などございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
松下長生委員	すいません。
寺井克之会長	はい、松下委員。
松下長生委員	１番の案件ですが、転用違反を解消して農家住宅を建てるということですが別段問題はないのですか。
寺井克之会長	事務局。
渡部純三次長	建築指導課からは「問題はない」と回答いただいております。

松下長生委員	違反解消をして、建て替えるということですか。
渡部純三次長	いいえ、今回、建て替えるわけではなく、敷地を拡張したいということです。
松下長生委員	はい、わかりました。
寺井克之会長	よろしいですか。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。なお、本件は、県許可分でありますので、直ちに意見を附して愛媛県知事に送付させていただきます。 次に、議案第６号、「農地法第５条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。
渡部純三次長	それでは、御説明いたします。本議案は、「農地法第５条許可申請」でございまして、市街化区域外の農地を転用する目的で、権利の移転、設定を行う場合に、農業委員会を経由して愛媛県知事に対して許可申請するものでございます。 それでは、御説明いたします。 １番、本件受人は、現在、市内で借家住まいをしながら、貸店舗にてパン屋を営んでおりますが、この度、本申請地を取得し、店舗併用住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第２種農地と判断されます。 ２番、本件受人は、温浴施設経営を主な業務とする法人でございます。利用者のニーズに応えるべく温泉施設の一部改装を行っておりましたが、新たな利用者の確保及びニーズに応えるために既存施設に隣接する本申請地をテントサウナ事業用地として取得し、既存施設と一体で温泉施設用地として利用したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。なお、本申請地の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第１種農地でございま

	すが、本件は既存施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の２分の１を超えないものに該当し、例外的に許可できるものに該当すると判断されます。また、本件は優良農地の転用であり、今月 28 日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。 ３番、本件受人は、大阪府に本社を置き、全国に拠点を持ち、再生加工エネルギーのシステム施工、販売及び売電業を主な業務としております。この度、太陽光発電による売電事業の拡大のため、日当たりの良い本申請地を取得し、太陽光発電施設を設置したいとしております。本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第２種農地と判断されます。また、申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員さんの補足説明を願ったうえで御審議をお願いいたします。 ４番、本件受人は、水道施設工事を主な業務とする法人でございますが、現在賃借している駐車場･作業場及び資材置場が手狭で業務に支障をきたしていたところ、地主の都合により返還しなければならなくなったことから、新たに本申請地を取得し、従業員用・業務用車両の露天駐車場及び塩ビパイプ・ポリエチレンパイプ等の露天資材置場として利用したいとしております。本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の農地であることから第２種農地と判断されます。 ５番、本件受人は、建設業を主に行う法人であります。自己の資材置場を保有しておらず、事業量の増加に伴い業務に支障をきたしていることから、この度、本申請地を賃借にて借り受け、型枠などの露天資材置場及び作業員用の露天駐車場として利用したいとして申請に及んだものであります。なお、本件申請地は本年４月頃より農地法の許可を得ず、露天資材置場・露天駐車場として利用していたものであり、今回、違反の解消を図りたいとしております。本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第２種農地と判断されます。 ６番、本件受人は、福角町に本店を置く運送業を主に行っている法人であります。業務拡張により新たに４トン中型車を購入予定ですが、既存の駐車場が手狭で、業務に支障をきたしているため、今般本申請地を賃借し、露天駐車場として利用したいとしております。本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であ

	ることから第２種農地と判断されます。 ７番、本件受人は、東京都品川区に本店を置き、フランチャイズシステムによるコンビニエンスストアの経営に関する事業を営む法人でございます。既存の中西外にあるコンビニエンスストアでは利用客が増加し、大型車を中心に駐車スペースが不足していることから、既存店舗の建て替えとあわせて、隣接する本申請を借受け一体でコンビニエンスストアとして利用したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第２種農地と判断されます。本件は、申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど地元委員の補足説明を願ったうえで御審議をお願いいたします。 ８番、本件受人は、室町２丁目に本店を置く不動産業及び売電業を主に行っている法人であります。既存の中西外にある太陽光発電施設の維持管理について、駐車スペースがなく作業効率が非常に悪く、投石事案によるパネルの破損などもあり、業務に支障をきたしていたところ、既存施設に隣接する本申請地を取得し、露天駐車場として利用したいとしております。なお、本件申請地は平成元年頃より農地法の許可を得ず、庭石などの資材置場として利用していたものであり、今回、違反の解消を図りたいとしております。本申請地の農地区分は、上下水道が埋設されている道路の沿道で、おおむね 500 メートル以内に医療施設・都市公園等の公共公益的施設があることから、第３種農地と判断されます。 ９番、本件受人は、不動産・建築工事業を主な業務とする法人でございます。この度、本申請地を取得し、建築条件付き売買予定地４区画として販売したいとしております。この建築条件付き売買予定地とは、許可後に申請地を宅地造成し、その土地を売買するにあたり、土地購入者との間において譲受人または譲受人の指定する建築業者との間に当該土地に建設する住宅について、おおむね３カ月以内に建築請負契約が成立することを条件として売買が予定されることとされており、また一定期間内に申請地の全てを販売することが出来ない場合には、残余の土地に譲受人が住宅を建設することとされております。なお、申請地は、都市計画区域外に位置しているため、都市計画法上の開発許可は不要でございます。本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第２種農地と判断されます。

	10番、本件受人は、売電事業を主な業務とする法人でございます。この度、許可の更新が可能な３年間の一時転用として農用地区域内にある約 97 アールの農地の内、支柱部分である本申請地を賃借し、営農型太陽光発電施設を開設したいとしております。発電出力 734 キロワット、パネル 2,160 枚の支柱となる 2.23 平米についての３年間の一時転用許可を受け、下部農地では、譲渡人がＪＡえひめ中央東部営農支援センターの指導のもと、全面シキミ栽培を行うとしており、適切な継続要件を満たし、転用許可の諸条件も満たすことから、例外許可事由の農業振興地域整備計画に支障のない一時転用に該当し、転用やむを得ないと判断されます。なお、農振整備計画において定められた農用地区域内にある農地、すなわち優良農地の転用であり、今月 28 日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。以上でございます。
寺井克之会長	以上で事務局からの説明が終わりました。次に、地元委員から補足説明をお願いします。３番・７番は、1,000 平米を超える案件でありますので、まず３番、所在地が久谷地区でありますので、平岡委員からお願いいたします。
平岡量二委員	先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人は、再生可能エネルギー発電所の運営を営む会社です。今般、日照条件のよい本申請地を取得し、事業規模を拡大したく、申請に至ったものであります。草刈りなど管理や被害防除もきちんとされるとのことですので、地元としては了承した訳でございますが、本会での御審議をよろしくお願いします。
寺井克之会長	続きまして、７番、所在地が正岡地区でありますので、渡部敏久委員からお願いします。
渡部敏久委員	先ほど事務局から説明がありました 7 番の案件について、借受人は東京都に本社を置き、主にコンビニエンスストアの経営を営む法人です。この度、松山北条バイ

	パス沿いにある既設店舗の敷地拡張を計画していたところ、既設施設の南側に隣接する本申請地について転用申請に及んだものです。転用によって生じる被害の防除措置も行うということから、地元といたしましては了承いたしました。なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	以上で事務局並びに地元委員から説明が終わりました。本件について御異議などございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	ありがとうございます。本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。なお、この案件つきましては県許可分であります。２番と 10 番については、農業会議の意見を聴いた後、その他は直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。 次に議案第７号、「令和２年度第５号農用地利用集積計画」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。
片山剛主査	失礼いたします。それでは、議案を御説明する前に「農用地利用集積計画」について簡単に御説明いたします。先日の研修会で使用した『業務の手引き』の 11 ページにも記載していますが、「農用地利用集積計画」とは、農地の効率的な利用を定める計画のことであり、農用地の地権者と意欲ある農業者との農用地の貸し借りなどを集団的に行うために、市が同一の計画書において個々の権利移動をまとめ、集団的に貸し借りなどの効果を生じさせるものです。つまり農地の売買や貸借について権利の設定、移転に関する計画、いわゆる農用地利用集積計画を松山市が作成し、松山市農業委員会の総会での決定を経て、松山市が公告することにより、権利移転の効力が生じることになり、特例として、農地法第３条に基づく許可は不要となります。ちなみに、農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用計画によって設定・

	移転された賃借権などの権利は、その存続期間が満了すると自動的に終了し、離作料を支払うこと無しに、農地は地主に返還されます。委員の皆様には、本日の総会で松山市が作成した農用地利用集積計画に関する議案について経営面積および農作業に常時従事していることなどの条件を満たしているかどうか御審議いただくものです。なお、新規の貸借については、内容を御説明させていただきますが、貸借期間の更新については、前回と内容に変更が無い場合は、議案書に記載のとおりとして説明を割愛させていただきますので、御了承願います。また、案件中、譲受人が同一のものは、一括して説明させていただきますので、速やかな議事進行のために御協力をお願いいたします。それでは、本日の議案について御説明をさせていただきます。 本日の案件 37 件の内、賃借権の設定は 59 筆、使用貸借権の設定は 11 筆、所有権移転は４筆で、設定総面積は、8 万 7,403 平米です。その内訳は、新規が 64 筆、更新が５筆、再設定が１筆、売買が４筆となっています。 番号１～19 ページの番号 32 までの譲受人は、農地中間管理機構で、議案書記載の農地に中間管理権を設定し、併せて農用地利用配分計画を作成して、農業の担い手へ農地の利用集積を図るとしています。 19 ページの番号 33 の譲受人は、約 34 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 番号 35 の譲受人は、約 336 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 20 ページの番号 36 の譲受人は、約 128 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 37 の譲受人は、約 769 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 以上の計画の内容は、経営面積および農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第３項の各要件を満たしていると考えます。なお、公告日は、令和２年８月 18 日となっております。以上でございます。御審議のほどよろしくお願いします。
寺井克之会長	議案第 7 号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議など

	ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第８号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
片山剛主査	失礼いたします。それでは、御説明いたします。農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第 70 条の６第１項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。この件について、適格性を有する方であるかどうかの証明につきましては、農業委員会が行うため、本日の案件といたしております。この納税猶予の申請にあたりまして、先日の研修会でも御説明しましたが、各地区の農業委員または農地利用最適化推進委員にお願いしている事務がございます。これが納税猶予の適格者証明の発行を申請する際に申請人は各地区の委員に署名を頂いた副申書を添付することになっていることを説明しています。この副申書には被相続人が死亡の日まで農業を営んでいたのかどうか、また、相続人が現在まで農業経営を継続して行っているかどうかなどを確認して副申書に署名する形となり、申請人は副申書を添付して納税猶予の適格者証明の申請を行うことが一連の流れとなっています。なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。 それでは議案書の説明をさせていただきます。 番号１の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題が無い旨の地元農業委員の副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作をされています。 番号２の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題が無い旨の地元農業委員の

	副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作をされています。なお、農業用倉庫部分の一部面積については、適用除外となっています。以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。
寺井克之会長	議案第８号につきまして、事務局から説明が終わりました。本件について御異議などございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第９号、「農地法第３条の３の規定により届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。
渡部純三次長	それでは、『手引き』の 44 ページを御覧ください。第３条の３は、許可を受ける必要のない権利取得の届出でございます。具体的には相続、法人の合併、分割、時効取得による権利取得をされた場合に農業委員会への届出をお願いしております。 それでは、御報告いたします。 令和２年６月 26 日～7 月 25 日までに専決処理した案件は 18 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。これら 18 件つきましては、適法な届出となっておりましたので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。なお、あっせんの希望がある場合は、担当地区の委員にも、通知の写しを送付いたしますので、委員活動の資料としてください。以上でございます。
寺井克之会長	議案第９号につきまして、事務局から説明が終わりました。本件について御異議などございませんか。

	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。次に、議案第 10 号、「松山市農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
渡部純三次長	それでは、御説明いたします。本件は、申出者から今後長期にわたり農地として利用するため、農用地区域に編入してほしい旨の申出があり、それを受けて松山市が農業振興地域整備計画を変更するに当たり、当該法律の規定に基づき、農業委員会の意見を求めてきたものでございます。 １番、本件申出地周辺は、稲作地帯の農用地区域内農地で、申出地も水稲の作付を行っております。今後、本市が実施する事業などの活用を含めた農業振興を図る為、今回、本件申出地を農用地区域へ編入し、当該事業地の集団化、整形化を図るとともに、将来に向けた優良農地を形成したいとしております。 ２番、本件申出地周辺は、樹園地の多い農用地区域内農地で、この度、県営農地中間管理機構関連農地整備事業が実施されることになりましたが、本事業は、基盤整備を実施し、農地の集団化と農作業の効率化を図り、果樹または野菜の生産団地を形成し、中間管理事業を利用した担い手への利用集積を図るものであり、今回、申出地を農用地区域へ編入し、当該事業地の集団化、整形化を図るとともに、将来に向けた優良農地を形成したいとしております。以上、農用地区域への編入に係る計画変更は適当と思われますが、意見の決定をお願いいします。以上でございます。
寺井克之会長	議案第 10 号につきまして、事務局から説明が終わりました。本件について御意見・御異議などございませんか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 以上で、本日の提出議案10件の審議は、全て終了いたしました。 ここで新型コロナウイルス感染防止のため今後の総会の開催方法についてでありますが法律第27条第３項には、総会の成立は委員の過半数が出席しなければ成立しないとなっています。そこで、感染などの状況により、来月の総会から落ち着くまでの一定期間、出席委員が過半数を超えるように限定し、開催したいと思いますが、いかがでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	ありがとうございます。まず、必ず出席いただくのは地元説明をしていただく地区の委員、残りは、２カ月に１回程度の出席となるよう調整させていただきます。議案書が届く頃に、事務局から出欠依頼の御連絡をいたしますので、よろしくお願いします。次に事務局から事務連絡などがあれば、お願いします。
片山剛主査	失礼いたします。次回総会の日程についてですが、９月９日、水曜日の午前10時30分からこちらの会場で開催いたしますので、よろしくお願いします。以上でございます。
寺井克之会長	以上を持ちまして、本日の第199回総会をこれにて閉会いたします。
渡部純三次長	御起立願います。礼。お疲れ様でした。

	午前 11 時 20 分閉会